

様式第1号

簡易専用水道設置届

年 月 日

保健所長 殿

届出者	住所（主たる事務所 の所在地）	
	フリガナ	
	氏名 （法人にあっては名称）	
	法人にあっては 代表者の氏名	
	電話番号	（ ） -

次のとおり簡易専用水道を設置したので、簡易専用水道取扱要領第3の1の規定により設置票を添えて届け出ます。

建築物の名称・種類				
簡易専用水道の所在地				
設置者氏名				
管理者				
使用開始年月日				
受水槽容量	全容量	m ³	有効容量	m ³

簡易専用水道設置票

建築物 の名称				設置者住所 (電話番号)			
所在地				氏名			
利用世帯数		利用者数		管理者住所 氏名			
受水する水 道事業者名				連絡先 (電話番号)			
建物の 建築年次				使用開始 年月日			
設 置 の 概 要							
受水槽の 全容量				受水槽の 有効容量			
受水槽の 材質				受水槽の 設置場所			
高置水槽の 容量・材質				ポンプの 形式能力			
その他				備考			
地区	番号	名称		設置者		所在地	

建物の位置及び付近見取図		受水槽構造図	
建物の概略図及び給水系統概略図		高置水槽構造図	

簡易専用水道変更届

年 月 日

保健所長 殿

届出者	住所（主たる事務所の所在地）	
	フリガナ 氏名 <small>（法人にあつては名称）</small>	
	法人にあつては 代表者の氏名	
	電話番号	（ ） -

次のとおり【届出事項】を変更したので、簡易専用水道取扱要領第3の2の規定により届け出ます。
【 届出事項 】
 主要な設備

建築物の名称		
簡易専用水道の所在地		
変更事項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更年月日		
変更理由		

注：設備変更の場合は簡易専用水道設置票を添付

簡易専用水道廃止届

年 月 日

保健所長 殿

届出者	住所（主たる事務所） の所在地	
	フリガナ 氏名 （法人にあつては名称）	
	法人にあつては 代表者の氏名	
	電話番号 （ ） -	

簡易専用水道を廃止したので、簡易専用水道取扱要領第3の3の規定により届け出ます。

建築物の名称	
簡易専用水道の所在地	
廃止年月日	
廃止理由	

様式第4号

貯水槽清掃作業報告書

年 月 日

御 中

登録番号岡山県 貯第 号

所 在 地

名 称

代表者名 印

TEL

1. 作業場所等 (作業年月日 年 月 日)

所在地	名称	所有者等	
	容 量	構 造	場 所
受 水 槽	m ³ . m ³	一槽式 . F R P . 鋼板 二槽式 . R C	地上、地下、半地下
高 置 水 槽	m ³ . m ³	一槽式 . F R P . 鋼板 二槽式 . R C	
	m ³		
	m ³		

2. 作業実施者名

作 業 実 施 者 名	健康等	確認印
(作業監督者)		

3. 点検項目

		受水槽	高置水槽	備考			受水槽	高置水槽	備考
1	周囲の状態				7	通気管の状態			
2	本体の状態				8	水抜管の状態			
3	上部の状態				9	ボールタップの状態			
4	内部の状態				10	給水ポンプの状態			
5	マンホール の状態				11	フート弁の状態			
6	オーバーフロー管 の状態				備考…… √ 良 × 不良 (要修理交換)				

4. 水質検査結果等

場 所	清 掃 前	清 掃 後					
	残留塩素 mg/l	残留塩素 mg/l	臭気	味	色度	濁度	そ の 他

※ 水質検査成績書は別紙

5. 使用消毒剤等

薬 剤 名	使 用 濃 度	消 毒 回 数
次亜塩素酸ナトリウム溶液		

6. その他特記事項

注) 3および4は水道法第34条の2第2項に基づく検査ではありません。

様式第5号

簡易専用水道維持管理表

年 月

記録者 _____

日 (曜日)	毎日点検 (水質外観検査)	毎週検査 残留塩素 (mg/l)	月 例 点 検			
			月 日	受水槽	高置水槽	その他
1日 ()						
2日 ()						
3日 ()						
4日 ()						
5日 ()						
6日 ()						
7日 ()			異常時の水質検査			
8日 ()			月 日	検査理由	検査依頼先	
9日 ()						
10日 ()						
11日 ()						
12日 ()						
13日 ()						
14日 ()			特記事項 (修繕, 清掃, その他の記録)			
15日 ()			月 日	記 事		
16日 ()						
17日 ()						
18日 ()						
19日 ()						
20日 ()						
21日 ()						
22日 ()						
23日 ()						
24日 ()						
25日 ()						
26日 ()						
27日 ()						
28日 ()						
29日 ()						
30日 ()						
31日 ()						
記入方法	異常なしは○印 異常ありは×印	残留塩素測定器による測定値を記入	※水質外観検査は色, 濁り, 臭い, 味, その他異常があるかどうかを観てください。			

様式第6号

簡易専用水道施設定期検査実施依頼書

年 月 日

厚生労働大臣登録検査機関

殿

依頼者住所 〒

電話

名称・氏名

印

次の簡易専用水道施設について、水道法34条の2第2項の規定に基づく定期検査を、登録検査機関に依頼します。

記

1.検査対象施設

施設名称

〒

施設住所

2.施設設置者

設置者名

〒

住 所

3.施設管理者

管理者名

〒

住 所

5.検査方法

1. 現場検査

2. 書類検査

(いずれかを選択)

※書類検査は、検査対象施設が、建築物衛生法が適用される建築物の場合のみ選択できます。

様式第 7 号

簡易専用水道施設書類検査 提出書類 I

年 月 日

記入者名

.....

建築物の名称			
設置者			
管理者			
建築物環境衛生管理 技術者氏名*1		免状番号 *1	第 号
受水槽設置年月日		受水槽材質	
受水槽メーカー		受水槽有効容量	m ³
受水槽設置場所 *2		受水槽形状	
高置水槽メーカー		高置水槽有効容量/数	m ³ /
建築物の用途		清掃実施年月日 *3	年 月 日

・ 提出書類 I、II 及び建築物衛生法第 10 条に規定する帳簿書類を提出してください。

*1 必ず、ご記入ください。

*2 受水槽の設置場所「建物内」「建物外」と受水槽の設置方法「地下式」「半地下式」「地上式」をご記入ください。

*3 直近の水槽清掃年月日をご記入ください。

簡易専用水道施設書類検査 提出書類 II

簡易専用水道の管理状況

施設名：

水槽の種類：

容量：

	検査事項	判定基準等	管理状況	
施設及びその管理の状況に関する検査	1	水槽の周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。 水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	
	2	水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。 亀裂し、又は漏水箇所がないこと。 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。 水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密封されていること。	
	3	水槽上部の状態	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。 水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。 水槽の上床盤の直接上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	
	4	水槽内部の状態	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。 掃除が定期的に行なわれていることが明らかであること。 外壁塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。 流入口と流出口が近接していないこと。 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	
	5	水槽のマンホールの状態	ふたが防水密封型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。 マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	
	6	水槽のオーバーフロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	
	7	水槽の通気管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態であること。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	
	8	水槽の水抜管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	
	9	給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。 水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。	
水質の検査	10	臭気	異常な臭気が認められないこと。	
	11	味	異常な味が認められないこと。	
	12	色	異常な色が認められないこと。	
	13	色度	5度以下であること。	
	14	濁度	2度以下であること。	
	15	残留塩素	検出されること。	
書類検査	16	書類の整備保存の状況	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面、受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図及び水槽の掃除の記録その他の帳簿書類の適切な整理及び保存がなされていること。	

- 備考 1 建築物衛生法第10条に規定する帳簿書類に基づき、それに記載されている給水の管理の状況について記入して下さい。
- 2 記載にあたっては、当該建築物の建築物環境衛生管理技術者の意見を聞いて下さい。
- 3 水槽の種類及び容量は、水槽ごとに記入して下さい。
- 4 表中1～8に掲げる事項については、必要に応じて、水槽ごとに記入して下さい。

様式第 8 号

簡易専用水道改善指示書

保 第 号
年 月 日

殿

保健所長

下記の簡易専用水道施設は、次の事項について、水道法第 36 条第 3 項により必要な措置を取るよう指示します。

については、 年 月 日までに必要な措置を取り、報告してください。

記

- 1 施設の名称（通称）
- 2 施設の所在地
- 3 措置を要する事項

給水停止命令書

岡山県指令 保第 号

簡易専用水道設置者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者）

水道法第37条の規定により次のとおり給水の停止を命じます。

年 月 日

保健所長

記

- 1 施設の名称（通称）
- 2 施設の所在地
- 3 給水停止の内容
- 4 停止期間

年 月 日から 年 月 日付 保第 号の改善措置に係る事項

が履行され、保健所長がこれを確認するまでの期間

- 5 処分理由

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、岡山県知事に対し審査請求をし、若しくは同日から起算して6箇月以内に、岡山県を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起し、又はこれらのいずれについても行うことができます。